藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則の廃止について 藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則を廃止する規則を次のように定め る。

2025 (令和7年) 2月13日提出

藤沢市教育委員会 教育長 岩 本 將 宏

- 廃止する規則
 別紙のとおり
- 2 施行期日2025年(令和7年)4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要による。

藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。 令和7年2月 日

藤沢市教育委員会 教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則を廃止する規則 藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則(平成25年藤沢市教育委員会 規則第5号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

平成25年3月22日教委規則第5号

藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則

藤沢市生涯学習部に属する生涯学習総務課公民館長及び総合市民図書館長の職にある者は、藤 沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号) 第5条から第7条までの規定により補助執行させる事務に従事する間、別に辞令を用いることな く教育委員会の職員に併任されたものとする。

2 前項の場合において、生涯学習総務課公民館長にあっては教育部教育総務課主幹兼公民館長の職を、総合市民図書館長にあっては教育部教育総務課主幹兼図書館長の職を別に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。